



各 位

平成 30 年 4 月 9 日

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代 表 者 代表取締役会長・CEO 木村 祭氏
(コード番号 8008 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員財務担当 西村 政彦
(TEL. 03-5719-3429)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 9 日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役（社外取締役を除く）、当社の主要グループ子会社（以下「対象子会社」といい、当社および対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役および監査役（社外監査役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 5 月 17 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同議案については、対象子会社においても 2018 年 5 月末までに開催予定の対象子会社の定時株主総会（当社および対象子会社の定時株主総会を併せて、以下、「本株主総会」という。）に付議することを予定しております。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役、対象子会社の取締役および監査役（当社の取締役を併せて、以下、「取締役等」という。）に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこととする旨の議案を本株主総会に付議いたします。

なお、支給時期につきましては退任時といたします。

2. 本制度導入の目的

対象会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」、「退職慰労金」および「ストックオプション」にて、また監査等委員である取締役および監査役の報酬は「基本報酬」および「退職慰労金」にて構成されておりますが、今般、役員退職慰労金制度を廃止し、新たに、取締役等に対する株式報酬制度を導入するものです。

本制度は、当社の株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇のメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会においてご承認いただくことを条件とします。

3. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて対象会社の取締役等に対して、対象会社が定める役員報酬に係る役員向け株式給付信託株式給付規程（以下、「役員株式給付規程」という。）に従って、当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 対象者

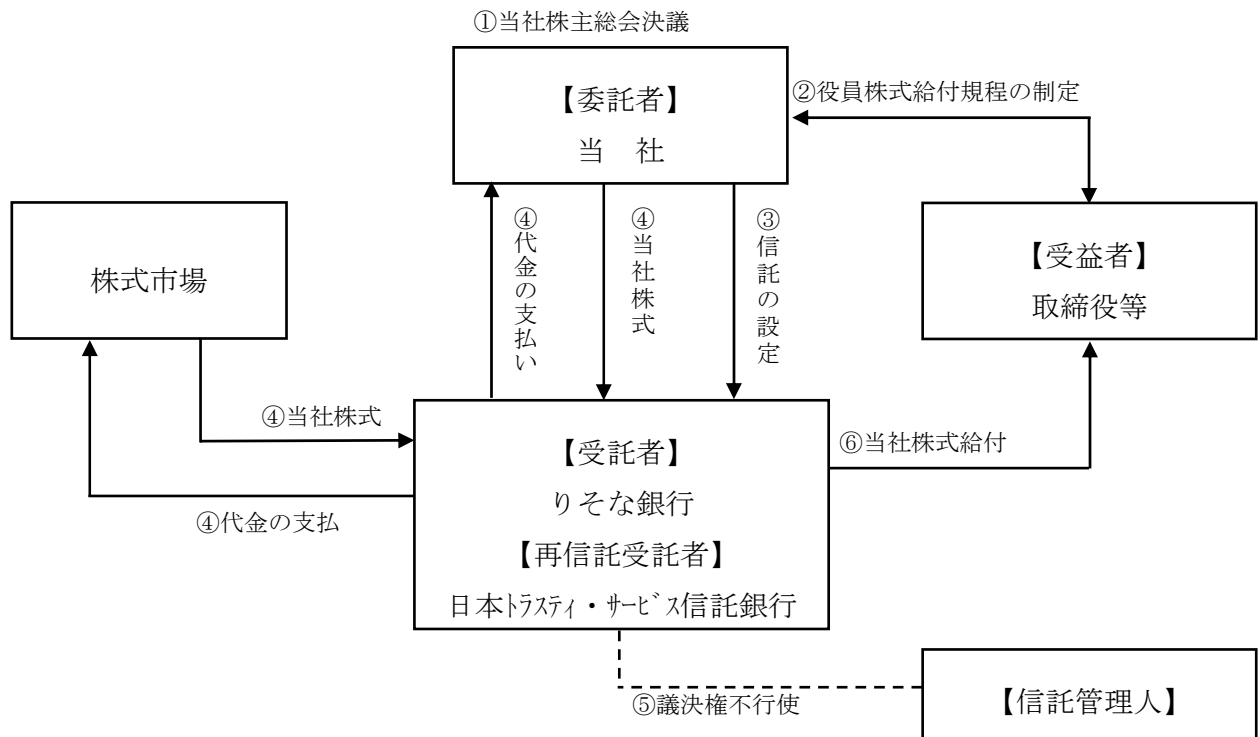
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）および対象子会社の取締役、監査役（社外監査役を除く）とします。

(3) 対象期間

平成 31 年 2 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 2 月末日で終了する事業年度までの 2 事業年度および当該 2 事業年度の経過後に開始する 2 事業年度ごとの期間（以下、それぞれの 2 事業年度を「対象期間」という。）とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、本制度の内容に係る役員株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。ただし、初回分においては当社の自己株式の処分から取得する方法は用いません。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役職、担当、在任期間等に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程の定める要件を満たさず場合にはポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付できるものとします。

(5) 信託期間

平成 30 年 7 月中旬（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしたします。）。

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了するものとしたします。

(6) 本信託に拠出される金員の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本制度に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、1億5千万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象者を受益者とする本信託を設定します。当初の対象期間中、1億5千万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1億5千万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、1億5千万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。ただし、初回分においては当社の自己株式の処分から取得する方法は用いません。

(8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

対象者には、各対象期間中の各事業年度における役職、担当、在任期間等に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、対象者が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける権利があります。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ信託契約に定めることにより、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または対象会社と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- | | |
|------------|---|
| ①名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| ②委託者 | : 当社 |
| ③受託社 | : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| ④受益者 | : 対象者のうち、受益者要件を満たす者 |
| ⑤信託管理人 | : 当社と利害関係を有しない第三者 |
| ⑥本信託契約の締結日 | : 平成 30 年 7 月中旬 (予定) |
| ⑦金銭を信託する日 | : 平成 30 年 7 月中旬 (予定) |
| ⑧信託の期間 | : 平成 30 年 7 月中旬 (予定) から本信託が終了するまで |

以 上